

各申請書の説明等

申請書名称	介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
内容	生活環境を整えるために小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1割)対象工事は①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑り防止、移動円滑化のための床・通路面の材料変更、④引戸への取替え、⑤洋式便器等への便器の取替え、⑥その他これらの工事に付帯して必要な工事が対象になります。
提出先	健康福祉課(本庁舎1階)
注意事項	① 住宅の改修に当たっては必ず、事前にケアマネージャーにご相談ください。 ② 1回の改修で20万円を使い切らなかった場合、数回に分けて工事することができます。 ③ 引越しをした場合、介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。
手数料	無料
その他	
問合せ	健康福祉課 福祉グループ(電話:049-299-1756)